

## 一般事業主行動計画

—女性活躍推進—

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり行動計画を策定し公表します。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日までの3年間

2. 内容

- 目標** : 女性の平均継続勤務年数を、期限の定めのない労働者で10年以上、有期限労働者で通算5年以上勤務労働者は16年以上を目指す。(現在 前者9.6年 後者15.7年)
1. 離職割合が相対的に高い看介護職の処遇を改善する。
    - 1) 同一労働同一賃金の原則に則り、労働の内容にふさわしい賃金水準を確保する。  
特に、期限の定めのない労働者との公平を図る。
    - 2) 有給休暇、育児介護休暇の取りやすい職場の雰囲気醸成する。
  
  2. 業務内容変更の希望に応ずることに努める。
    - 1) 職場の勤務形態の多様性を認め、働き方の希望に柔軟な職場をつくる。
    - 2) 職員同士が多様な働き方を相互に理解しあえる職場をつくる。

<対策>

- 2022年 4月～ 女性の働き方の実態把握 各部署毎に問題点の検討
- 2023年 4月～ 実施計画の策定
- 2023年10月～ 実施計画の実践計画化
- 2024年 4月～ 実践計画の施行
- 2025年 1月～ 実践状況の把握 まとめ